

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和7年6月2日(2025.6.2)

【公開番号】特開2025-71180(P2025-71180A)
 【公開日】令和7年5月2日(2025.5.2)
 【年通号数】公開公報(特許)2025-080
 【出願番号】特願2025-24619(P2025-24619)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月23日(2025.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行に伴って所定演出を行う演出手段、を備え、

前記演出手段は、

光を発光する発光部を有する発光手段と、

前記発光手段から発せられる光が所定の部位から入射される場合に、遊技に関する所定態様を遊技機前方側から視認可能とする導光手段と、

前記発光手段からの光を、前記発光部の幅より拡散させる拡散手段と、を備え、

前記拡散手段は、

30

1の前記発光手段から発光された光が所定の部位から入射された場合に、少なくとも、第1方向へ照射する第1方向照射部と、前記第1方向と異なる第2方向へ照射する第2方向照射部と、を有する複数方向照射手段、を備え、

前記拡散手段は、

1の前記発光手段に対して、2以上の前記複数方向照射手段が設けられる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

40

【補正の内容】

【0002】

従来より、所定の始動条件の成立に基づいて当たり等の抽選が行われ、例えば、当たりに当選した場合には、所定の獲得条件の成立に応じて遊技者に所定の遊技価値を付与可能な遊技機がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【 0 0 0 7 】

この目的を達成するために請求項 1 記載の遊技機は、遊技の進行に伴って所定演出を行う演出手段、を備え、前記演出手段は、光を発光する発光部を有する発光手段と、前記発光手段から発せられる光が所定の部位から入射される場合に、遊技に関する所定態様を遊技機前方側から視認可能とする導光手段と、前記発光手段からの光を、前記発光部の幅より拡散させる拡散手段と、を備え、前記拡散手段は、1 の前記発光手段から発光された光が所定の部位から入射された場合に、少なくとも、第 1 方向へ照射する第 1 方向照射部と、前記第 1 方向と異なる第 2 方向へ照射する第 2 方向照射部と、を有する複数方向照射手段、を備え、前記拡散手段は、1 の前記発光手段に対して、2 以上の前記複数方向照射手段が設けられる。

10

【 手 続 補 正 4 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 0 8

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 0 8 】

請求項 1 記載の遊技機によれば、遊技の進行に伴って所定演出を行う演出手段、を備え、前記演出手段は、光を発光する発光部を有する発光手段と、前記発光手段から発せられる光が所定の部位から入射される場合に、遊技に関する所定態様を遊技機前方側から視認可能とする導光手段と、前記発光手段からの光を、前記発光部の幅より拡散させる拡散手段と、を備え、前記拡散手段は、1 の前記発光手段から発光された光が所定の部位から入射された場合に、少なくとも、第 1 方向へ照射する第 1 方向照射部と、前記第 1 方向と異なる第 2 方向へ照射する第 2 方向照射部と、を有する複数方向照射手段、を備え、前記拡散手段は、1 の前記発光手段に対して、2 以上の前記複数方向照射手段が設けられる。これにより、遊技への注目度を好適に高めることができる、という効果がある。

20

30

40

50